

土岐善静の勅語衍義書をめぐって

三 宅 守 常

一

明治期における世俗倫理と仏教倫理の関係をさぐる方法として、明治二十三年煥発の教育勅語（以後、勅語と略記）に対する各衍義書の中でも、仏教系の衍義書を対象に検討を加えているが、対キリスト教を意識したとは言っても、その衍義内容は必ずしも一様ではない。よって、各々を考察して三類型（伝統的宗乗の立場・通仏教的立場・非仏教的立場）に分類してきた。

そこで、次に土岐善静の勅語衍義書を取りあげてその内容等より類型化の検討を試みよう。

二

土岐善静は真宗大谷派の浅草等光寺の第十二世住職で、嘉永元年の生れ。文久三年十六才の時、父の信暁院恵洞律師歿して寺を嗣いだ。慶応元年六月、十八才の時、第二次征長の

徳川家茂にしたがって藤沢の遊行寺まで行き、諭されて帰った。維新後、明治六年二十六才の時、大教院分離運動に参画し、同十四年三十四才の時、同派の平松理英等と仏教講談会を開き、以後仏教演説で活躍。同三十二年五十二才で『教育勅語通俗説教』を執筆し、翌三十三年刊行。そして、同三十九年六月五日五十九才で歿している。

また、文学や歌も能くし、連歌師として大谷派の中でも特に幕府御抱の柳營連歌の最後の宗匠でもあった。寂羅坊湖月・不及庵・松清居士等の号を持ち、詩文・茶・香・華・書画にも通じた文人でもあった。

同時に、仏教界においても当時の仏教演説の大家の一人とされ、加藤咄堂と共著『説教演説の心得』や、『真宗教導会法話説教集』、『仏教十大家演説』等にも演説法話が入っている。このような演説法話に努力する中で、勅語に対する仏教的衍義書、すなわち『教育勅語通俗説教』が述作されたのである。

三

本書は明治三十三年三月三十一日、名古屋其中堂の発行、四六版である。巻頭に勅語を掲げ、次に「自叙」、そして一七二頁よりなる本文が続く。

土岐は、先づ自叙において次のように述べて著述の意図を開陳している。

教育ヲ論スルモノハ宗教ノ性質ヲ詳ニセス、タ、絶対的ニ之レヲ撲滅セントシ、宗教ヲ論スルモノハ教育カ健全ナル宗教思想ヲ養成スルカヲ知ラス、徒ラニコレヲ忌諱ス……数年来、此勅語ニ、我真宗ニ諦相依合理的ノ宗教ヲ応用シ、布教ヲ試ミツ、アリシ腹案意稿……此原稿ヲ印刷シ布教術ノ一助ニセンコト

これにより、基本的には教育と宗教の衝突論争を受けた排耶意識が根幹をなしていることがわかる。

以後、世間の倫理的徳目を仏教的に衍義した箇所のみについて抽出してみよう。

先づ、「樹徳」の衍義箇所では『華嚴經』普賢行願品中、賢王内外の二徳を説いた

是故我王有二聖徳。何等為二。一者内徳。種族真正。仁慧深遠。

二者外徳。……云何内徳。願為説之。答言仁者。我国大王。種族尊勝。嫡嗣承襲。歴代相伝。……或祠祭祖宗。思報恩徳。教人孝敬。冥益万方。或出遊巡狩。撫俗省力。御衆班師。功成告謝。

という部分を引用し、よつて

仏説誠に我帝国のさまを明記したまふ。

と仏典による根拠を主張している。

次いで、『無量寿經』に

世間人民。不レ念修善。転相教令共為衆惡。両舌悪口。妄言綺語。讒賊亂斗憎嫉善人。敗壞賢明。於レ傍快喜不レ孝ニ親。輕ニ慢師長。朋友無レ信。難レ得誠実。尊贵自大謂ニ已有道。横行ニ威勢。侵易於人。不レ能自知。為惡無レ恥。自以強健ニ欲ニ人敬難。不レ畏天地神明日月。不肯作善。難レ可ニ降化。

とある部分を引き、これは今日の照魔鏡であるとし、よつて人能於中一心制意。端身正念。……身独度脱。獲其福德度世上天泥洹之道。是為五大善也。

と、儒教の五常と合致するとされる仏教の五善五悪の教義を述べている。

次に、「忠」の衍義箇所では、同じく『無量寿經』の主上為善率化其下。転相勅令各自端守。

『過度人道経』の

臣孝其君。忠直受令不致違負。……君臣人民莫不喜踊。忠慈至誠各自端守皆自守国。

そして、存覚の『破邪顯正抄』中

仏法をもて王法をまもり、王法をもて仏法をあがむ。……このゆへに生々にうけし六道の生よりは、このたびの人身はもともよろこばしく、世々にかうぶりし国王の恩よりは、このところの皇恩

はことにもをし、世間につけ出世につけ、恩をあふぎ徳をあふぐ、いかでか王法を忽諸したてまつるべきや。⁽⁸⁾

とある箇所、また、沢菴宗彰の『東海夜話』中

臣として君に忠節を存せずして、肩に衣、口に食ふものは、皆主君の物也、これ亦盗人に似たり。数年養はれて、一度君の用に立つべき身を、無行義、無養生して、終に一度の用にたゝす、身を果さは、数年の給はる所の所領、皆盜賊に同じかるべき也。……其望なくして徒に恩賞をうけて其徳を食ふは、盗人に異なるへからず、人たるもの之を恥ぢざらんや。⁽⁹⁾

そして、慈雲尊者『十善法話』の「不偷盜戒」中

臣たる者は。大にもあれ。小にもあれ。其威勢官爵。朋友の交り。妻子眷属のはごくみまで。悉く君の賜なるに因りて。若忠ならぬは一家の盜じゃ。……此等の事は戒経律藏の中に委く説て有じや。⁽¹⁰⁾

さらに、『御消息集』に

詮じさふらふところは、御身にかぎらず、念仏まふさんひとへは、わが御身の料はおほしめさずとも、朝家の御ため國民のために、念仏をまふしあはせたまひさふらはら、めでたふさふらふべし。⁽¹¹⁾

とある箇所を根拠として引用し、王と民の関係を「恩」の概念を基調として把握し、報恩が世間的道德律である忠と合致すると説くのである。

したがって、次の「孝」に対する衍義内容も

土岐善静の勅語衍義書をめぐって(三) 宅

父母恩者。父有慈恩。母有悲恩。母悲恩者。若我住世於二劫中一説不能尽。⁽¹²⁾

とする、『心地観経』所説の有名な四恩説をもつて説くのである。そして、加うるに『俱舍論』『盂蘭盆経疏新記』『増一阿含経』『観経義』『父母恩重経』『五道受生経』『六度集経』『法華経薬王品』『涅槃経』等の一節を引いて説く存覚の『報恩記』を長文引用して、仏教、特に真宗における恩の主張を土岐自身も、さらに強調しているのである。

次に、「朋友相信」の衍義箇所では、『十善法話』の「不両舌」および「不悪口戒」、さらには『蓮如上人御一代聞書』の

同行善知識にはよくくちかづくべし。……あしきものにちかづくば、それには馴じと思へども、悪事よりくちかづく者には馴ちかづくべき由仰られ候。俗典にいはいはく、人の善悪は近習ふによると、またその人をしらんとおもはざらば、その友をよといへり。善人の敵とはなるとも、悪人を友とすることなかれといふ事あり。⁽¹³⁾

という言を引用して、これまた仏典による根拠としている。

次いで、「恭儉博愛」の衍義箇所では、自利自他を仏法にていへば、自利は恭儉、利他は博愛である。⁽¹⁴⁾

と、それぞれ配し、「恭儉」の具体的説明では同じく『御一代聞書』の

よらず御迷惑にて、油をぬされ候はんにも御用なく、やうく京の黒木をすこしづゝ御とり候て、聖教など御覽候由に候。又少々は月の光にても聖教をあそばされ候。御足をも大概水にて御洗候。……又御衣はかたの破たるをぬされ候。……人はあがりくつておちばをしらぬなり。たゞつゝみみて不断そらおそろしきことゝ、毎事に付て心をもつべきの由仰られ候。

とある部分を引き、「博愛」については、『歎異抄』中

浄土の慈悲といふは、念仏していそぎ仏になりて、大慈大悲心をもて、おもふがごとく衆生を利益するをいふべきなり。

の部分を用いて、有縁より済度して無縁におよぼすということは、勅語の「衆二及ホ」すことと同様であると主張するのである。

そして、「修学徳器」の箇所では、世界に最勝深遠な仏教を示す千載一遇の機会であるとし、「一旦緩急」の箇所では、宗教(キリスト教)をもつて人心を変ぜしめた外国の例をあげて法による信教自由の明示も注意すべきであるとし、最後の「是ノ如キハ……庶幾フ」の箇所でも

この世の君は、かりの君、この世の親は、仮の親、など云ふ、
宗教も舶来したさうじやから……

と述べて排耶意識を表明し、同時に、『修証義』に

愛語といふは、衆生を見るに、先づ慈悲の心を発し、願愛の言語を施すなり、慈念衆生猶如赤子の懐ひを貯へて、言語するは愛語なり、徳あるは讃むへし、徳なきは憐むへし、怨敵を降伏し、君

子を和睦ならしむること、愛語を根本とするなり
とある一節を引用して、仏教をもつて世俗倫理(孝・友・和・信などの諸徳目)を遵守する、あるべき基本姿勢を述べて本書を結ぶのである。

四

以上、土岐善静の勅語衍義書を概観してきた。整理すると、本書における引用仏典は『華嚴經』『無量壽經』『過度人道經』『心地観経』『御消息集』『破邪顕正抄』『報恩記』『蓮如上人御一代聞書』『歎異抄』『十善法語』『東海夜話』『修証義』の計十二部であった。その内訳は、經典が四部(その中の二部が浄土教系經典)、宗派所依の典籍が八部(その中の五部が真宗系の典籍)であり、いわゆる自派所依の仏典は七部を数える。そして、禅宗系典籍も二部引用してはいるが、『華嚴經』『心地観経』『十善法語』は、「仏教国益論」的な「恩」の概念を背景とした仏教と国家、仏教と倫理を語る場合、明治期においては必ずと言ってよいほど例証される仏典として、宗派にとらわれない、いわゆる通仏教的の典であり、事実、他の仏教系勅語衍義書においても引用頻度が高い。したがって、本書での土岐自身の独特な解釈は稀薄と言わざるを得ないであろう。

土岐は仏教演説を得意としたこともあって、おそらく、通

仏教的仏典や他宗派の典籍も、あえて意識して引用したものと考えられる。本書の書名を『通俗説教』と題した所以も、おそらくはそのあたりに存すると想像されるが、数量的視点に立つかぎり、やはり自派經典中心で、かつ優越させた姿勢であったと言わざるを得ないであろう。それは、すなわち「自叙」で「此勅語ニ、我真宗二諦相依合理的ノ宗教ヲ応用シ、布教ヲ試ミ」という範囲のものであったのである。

よって類型化の点では、本書は、特定宗派の伝統的宗乗を根拠とした立場である第一類型に属するとみてよいのではないだろうか。

1 土岐善静『教育勅語通俗説教』序の二頁。(日本大学教育制度研究所蔵、なお、本書は『教育勅語関係資料』第六集にも翻刻収録してある)

2 『大正蔵』第一〇卷 七一三頁上―七二四頁上。

3 『教育勅語通俗説教』一一頁。

4 『大正蔵』第一二卷 二七六頁下。

5 同右、二七七頁下。

6 同右。

7 同右、三一六頁上―三一六頁中。

8 『真宗聖教全書』第三卷 一七三頁。

9 『日本の禅語録』第一三卷 三五〇頁―三五二頁。

10 『慈雲尊者全集』第一卷 七四頁―七五頁。

11 『真宗聖教全書』第二卷 六九七頁。

12 『大正蔵』第三卷 二九七頁上。

土岐善静の勅語衍義書をめぐって(三宅)

- 13 『教育勅語通俗説教』四三頁―五三頁。
 14 『真宗聖教全書』第三卷 五六八頁。
 15 『教育勅語通俗説教』一二〇頁。
 16 『真宗聖教全書』第三卷 五六七頁―五六八頁。五七二頁。同右、第二卷。七七五頁。
 17 『教育勅語通俗説教』一四〇頁。
 18 同右、一六五頁―一六六頁。
 19 同右、一六七頁―一六八頁。
 20 『曹洞教会修証義』中「発願利生」
 21 △キーワード▽ 土岐善静、勅語衍義書、真俗二諦、報恩、伝統的宗乗

(日本大学教育制度研究所助手)

新刊紹介

渡辺章悟 著

『追善供養の仏さま』

十三 仏信仰

B六判・三四二頁・八、八〇〇円
 北辰堂
 (税込み)
 一九八九年十月三十一日刊